



議案第百十九号

第二次農業構造改善事業吉田地区農地造成事業計画についての議決の
一部変更について

次のとおり第二次農業構造改善事業吉田地区農地造成事業計画についての議決（昭和五
十三年三月二十二日議決）の一部を変更することについて、土地改良法（昭和二十四年法
律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年十二月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾叁年拾貳月廿拾日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

三 事業の概要中「農地造成面積一〇〇ヘクタール」を「農地造成面積一二二ヘクタール、
農道舗装一〇八メートル」に改める。

四 事業費中「五三六〇〇〇〇〇円」を「四〇〇〇〇〇〇〇円」に改める。